

平成20年8月26日

石川県における一酸化炭素中毒事故について

8月22日(金)、石川県の社会福祉施設において、煎り菓子加工機を使用中、3名が一酸化炭素中毒(軽症)となる事故が発生した旨報告がありました。

1. 事故の概要

8月22日(金)、高圧ガス保安法に基づき、石川県の社会福祉施設において、煎り菓子加工機を使用中、3名が一酸化炭素中毒(軽症)となる事故が発生した旨報告がありました。

原因は、煎り菓子加工機を使用する際、換気設備を作動せず使用したため、一酸化炭素中毒に至ったものと推定されますが、詳細調査中です。

なお、同様の情報を原子力安全・保安院のホームページに掲載しますのでお知らせします。

【掲載箇所】

http://www.nisa.meti.go.jp/9_citygas/gas_accident.htm

【掲載内容】

事業形態： 液化石油ガス販売事業

ガス種： LPガス

事故発生日時：平成20年8月22日(金)10時00分頃

事故発生場所：石川県

被害状況： 軽症3名

事故概要： 社会福祉施設において、煎り菓子加工機を使用中、3名が一酸化炭素中毒(軽症)となった。原因は、煎り菓子加工機を使用する際、換気設備を作動せず使用したため、一酸化炭素中毒に至ったものと推定されるが、詳細調査中。

機器分類：業務用その他

(参考情報)

業務用その他(煎り菓子加工機)

製造者、型式等は調査中。

2. 注意喚起について

ガス機器の使用中は、必ず換気扇を回してください。

- ・ガスが燃焼するには新鮮な空気(酸素)が必要です。空気が不足すると、不完全燃焼を起こし、一酸化炭素中毒となり、死亡事故につながる可能性があります。
- ・ガス機器を使用するときは、必ず換気扇を回すか、換気装置を動かし、換気をしましょう。
- ・共用機械排気を行っている建物では、稼働時間に十分注意してください。
- ・ガス機器の排気が十分に行われないと、排気ガスが室内にあふれて、一酸化炭素中毒をおこすことがあります。

「不完全燃焼警報器」の設置をおすすめします。

- ・ガス漏れや、不完全燃焼によって発生した一酸化炭素を検知すると、ランプと音声でお知らせします。

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院 液化石油ガス保安課

担当者：田村、清水

電話：03 - 3501 - 1511 (内線 4951 ~ 3)

03 - 3501 - 1672 (直通)